

山形村ボランティアセンター備品貸出事業要綱

(平成20年要綱第1号)

(目的)

第1条 この要綱は社会福祉法人山形村社会福祉協議会（以下「社協」という）が所有し、山形村ボランティアセンター（以下「センター」という）が管理する備品の貸出について必要な事項を定めるものである。

(貸出範囲)

第2条 村内で活動する団体及び個人であつて、福祉活動及びボランティア活動をする場合に、社協の地域福祉事業に支障のない範囲で貸出する。

ただし、次のいずれかに該当する場合は利用できないものとする。

(ア) 使用目的が営利目的の場合

(イ) 借用期間が2週間を超える場合

(災害関係備品・会議用備品については5日間を超える場合)

(ウ) 目的外に使用する場合

(貸出備品)

第3条 貸出する備品は別に定める。

(借用申請)

第4条 備品の借用を希望する者（以下「申請者」という）は、借用日の前日までに備品借用申請書（様式1）を社協に提出しなければならない。なお申請は利用しようとする2ヵ月前の1日から申請できるものとする。

(利用料)

第5条 利用料は無料とする。ただし、備品の引き取り、維持及び返却に関する費用並びに、備品の使用に伴い必要な消耗品は使用者の負担とする。

(使用責任)

第6条 備品使用の際は安全に努め使用するものとし、使用時に使用者及び第三者に損害を与えた場合は、申請者がその一切の責任を負うものとする。また備品の紛失及び、故意に備品を破損させた場合は申請者が弁償するものとする。

(返却)

第7条 申請者は使用後、備品の点検及び清掃を行い速やかに返却しなければならない。

(利用の中止)

第8条 備品の故障等により安全に使用できないとセンターが判断した場合は、事前に使用申請があつた場合でも貸出の中止が出来るものとする。また、その際の申請者への補償は行わないものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成20年4月1日より施行する。

この要綱は、平成21年4月1日より施行する。

この要綱は、平成22年4月1日より施行する。

この要綱は、平成24年4月1日より施行する。

この要綱は、平成29年8月1日より施行する。

この要綱は、令和3年4月1日より施行する。